

令和2年4月

世田谷区契約担当者

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る区発注工事等の対応について

内閣総理大臣より発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことを踏まえ、区発注の工事請負契約及び設計等業務委託契約（建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査又は工事監理の業務委託契約）（以下「工事等」という。）に係る感染拡大防止への対応につきまして、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

事業者各位におかれましては、当該対応についてご理解いただくとともに、工事現場における「三つの密」の回避等の対策に万全を期すなど、適切な対応をお願いいたします。また、傘下の下請事業者等にも当該対応について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 感染拡大防止対策の徹底について

工事等を継続する場合には手洗いや咳エチケットの励行、消毒液の設置、発熱等の症状がみられる者の休暇の取得等の基本的な対策やテレワーク等の実施に努めるほか、別添の「3つの密を避けるための手引き」や「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」等を参考にしつつ、感染拡大防止対策を徹底してください。

2 一時中止措置等の対応について

受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長の申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、工事等の一時中止や設計図書等の変更の協議を行うこととします。今後の施工の進捗において一時中止等の必要がある場合は、速やかに監督員に申し出いただきますようお願いいたします。

なお、一時中止措置等により公共物の維持管理等に支障をきたすものについては、この限りではありません。

3 一時中止措置等に伴う費用の取扱いについて

1及び2の実施に伴う費用の取扱いについては、別紙1のとおりですが、各工事等の状況に応じ、詳細は監督員と十分協議してください。

【問合せ先】

世田谷区財務部経理課契約係 電話03-5432-2150～52・2435
世田谷区教育委員会事務局教育総務課経理係 電話03-5432-2655

区発注工事等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止対策に係る増加費用の考え方

令和2年4月20日付国土交通省通知「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」を踏まえ、区発注工事等の施工者が追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、施工者から見積を徴収したうえで協議を行い、区が必要と認めた対策については、施工計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額の変更や工期の延長を行う。

1 感染拡大防止対策に係る費用（例）

(1) 共通仮設費

- ① 作業従事者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ② 現場事務所や作業従事者等の拡張費用・借地料
- ③ その他、感染拡大防止のために必要と認められる対策

※いずれも、その後の積算における現場管理費率や一般管理費等率による計算の対象外とする。

(2) 現場管理費

- ① 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ② 現場に配備するテレビ会議等のための機材・通信費
- ③ その他、感染拡大防止のために必要と認められる対策

※いずれも、その後の積算における一般管理費等率による計算の対象外とする。

2 工事の一時中止に伴う費用（例）

中止期間中の工事現場の維持、工事再開準備等に要する費用

3 工事体制の縮小等による工期延長に対応した共通仮設費率、現場管理費率により計上する費用（例）

(1) 共通仮設費

- ① 仮設建物費（監理事務所、現場事務所等）
- ② 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金）

(2) 現場管理費

- ① 従業員給料手当（現場従業員等の給与）
- ② 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額）

